保護者の皆様へ

江東区教育委員会
令和５年６月

保護者の皆様には平素より江東区の教育に御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。以前から保護者の皆様から、児童・生徒の皆さんが携行する荷物の多さ等についてご指摘をいただいているところです。

児童・生徒の皆さんの登・下校時の負担軽減のため、これまでも全校に周知をしてきましたが、改めて令和5年6月21日付で以下の内容について教育委員会から全校へ通知いたしましたので、お知らせいたします。

今後も、本区及び各校の教育に御理解・御協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

教材等の持ち帰りについて

・家庭学習で使用する予定のない教材・文房具等について、学校へ置いておくことができるようにすること。
・多くの学用品を持ち帰るときには、あらかじめ数日に分けて持ち帰ったり、荷物が多くなる日を避けたりするなど、携行品の量が特定の日に偏らないようにすること。
・例えば、長期休業前の「絵の具セット」、「書道セット」、「鍵盤ハーモニカ」、「道具箱」等の持ち帰りについては、各家庭の任意とする等、児童・生徒の負担軽減を考慮した持ち帰りとすること。

Chromebook の持ち帰りについて

・児童・生徒の発達段階や学習指導における活用計画等に応じ、例えば、携行品が多くなる月曜日や金曜日には持ち帰りをしない等、柔軟に対応すること。
・家庭で Chromebook を使用する学習の際は、自宅のパソコン等から Google アカウントにログインすることにより、Classroom 等にアクセスすることが可能であるので、学校に Chromebook を置いて帰っても構わないこと。

小学校（義務教育学校前期課程）における通学用かばんについて

・これまでと同様に、通学用かばんはランドセルに限らず、背負うタイプの他のかばん等も使用可能であること。
※サイズや形状等での心配があるときは、各学校へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】江東区教育委員会事務局指導室　03-3647-9179